

— 新たな時代へ —

農地中間管理事業



の活用を！



農地中間管理事業とは？

県指定の農地中間管理機構が農地を借り入れ、規模拡大を目指す担い手に貸し付ける事業



何のために？

- ・耕作出来なくなった農地所有者（出し手）の安心のため。
- ・担い手（受け手）がこれからも農業で生きていくため。

出し手

規模縮小
離農農家など

貸付

機 構

貸付

受け手

担い手農家
(機構へ応募)

メリット

①一定の要件を満たせば、裏面の
「機構集積協力金」が受け取れる。

②所有農地を全て貸し付けた場合、
固定資産税が半減となる。

③機構から手間がかからず賃料が
受け取れる。

①規模拡大による売上増や、農地集約
によるコストダウンが図られる。

②借入農地の所有者が複数でも契約や
支払いは機構だけで良い。

③機械・施設の導入助成事業の採択が
有利となる。

問合せ・相談先

平内町役場2階 農政課・農業委員会

住所：平内町大字小湊字小湊63

☎017-755-2117



機構集積協力金



国の制度の見直しに伴い、農地中間管理機構を通じて農地の集積・集約化等を行い要件を満たした場合に農地の「出し手」や「地域」に対して交付される「機構集積協力金」の単価が変わります。

下表の単価は目安額であり、最終的な平成28年度の単価は、平成29年1月頃に決定する予定です。

機構集積協力金

地域集積協力金	貸付割合	平成28年度単価の目安額 (円/10a)
地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた「地域」に対し、協力金が交付されます。	2割超5割以下	9,000
	5割超8割以下	12,000
	8割超	15,000
経営転換協力金	貸付面積	平成28年度単価の目安額 (円/戸)
機構に農地を貸し付けてリタイアまたは経営転換した「農業者」に対し、協力金が交付されます。	0.5ha以下	180,000
	0.5ha超 2.0ha以下	300,000
	2.0ha超	420,000
耕作者集積協力金		平成28年度単価の目安額 (円/10a)
機構に2筆以上のまとまった農地や機構の借受農地等に隣接する農地を貸し付けた「農業者」に対し、協力金が交付されます。		6,000